令和4年度 指定管理者モニタリング総合評価表

1. 指定管理者概要

施	JH 7C 1	設			名	桜江高	齢者生活福祉センター
指	定	管	3	理	者	名 私	社会福祉法人 桜江福祉会
指	定	管耳	里	期	間	令和3年	E4月1日 ~ 令和6年3月31日
						高齢者	章がい者福祉課 高齢者福祉係
市戸	市所管課(問合せ先)					TEL	0855-52-7480
						E-mail	koreishogaifukushi@city,gotsu.lg.jp

_2. 指定管理者による自i	己評価(総評)
評 価	 ・指定管理については、高齢者生活福祉センター管理に関する基本協定書及び関係法令を遵守し、適切に実施出来た。 ・施設の維持管理については日常点検を行い、消火設備や電気・機械設備等についても定期保守点検を行い、不具合時にはその都度報告に努めた。 ・感染症対策については備蓄品の確保と感染症等予防マニュアル及び取り扱い要領に基づき適切に実施出来た。 ・通所介護、訪問介護、居宅介護支援事業所については法に基づく適正な運営をし、桜江地区の拠点として利用者のニーズに応えるよう努めた。 ・江津市受託事業である在宅介護支援センター運営業務事業、配食サービス事業については、それぞれの事業実施要項に基づき実施した。 ・居住利用者の処遇については、日々の体調確認をし感染予防に努め、利用者一人ひとりの状態に応じた相談、助言及び緊急時の対応を行い、家族や各関係機関との連絡も密にし利用者が安心して生活していただけるよう努めた。
課題と今後の対応	 ・地域福祉の拠点として施設の環境整備をし、ふれあいホール等を活用し地域住民等の交流や魅力ある施設運営に努める。 ・地域福祉の拠点として地域包括ケアシステムの構築に努める。 ・入居者の高齢、虚弱化に伴い火災や自然災害時に備えた避難訓練等を継続実施し、夜間や緊急時の対応が円滑に出来るよう職員体制の構築に努める。 ・多様化される地域ニーズに対応するための人材確保と育成に努める。

3. 市(施設所管課)の評価(総評)

評価	指定管理に委託管理している事項については、協定書・関係諸法令に基づき適正に実施していた。 ・施設及び電気・機械設備等については、日常点検や定期保守点検により不具合が生じた箇所の修繕を行う等、維持管理に努めていた。 ・感染症対策については、新型コロナウイルス感染症対策をはじめとして必要な用品の確保や運営上の取り扱いの見直しなどにより適切に対応していた。 ・居住部門の利用については、利用者のニーズに応じ百歳体操の実施や移動販売を取り入れるなど利用者の満足度向上に努めていた。 ・通所介護・訪問介護・居宅介護支援事業所等ついて、法に基づく適正な運営はもとより、桜江地域の拠点として利用者ニーズに応える努力をしていた。 ・桜江地域の福祉サービス拠点の自覚を保持し、職員の能力向上のため積極的な人材育成に努めていた。
課題と今後の対応	 ・多様化される地域ニーズに対応するための人材確保と育成を継続すること。 ・地域共生社会実現を図るため、地域包括ケアシステムの核になり、桜江地域で生涯を全うできるよう在宅サービスの基盤整備を図り、地域から信頼される施設づくりに努めること。 ・居住部門の入所者の処遇について積極的に関与していき、安心して生活できるように、夜間や緊急時など円滑な対応を可能とする職員体制を構築すること。